

酒田市 地域おこし協力隊 募集要項

1 募集人数 1人

2 募集ミッション

県内初！！若者が社会課題を解決する挑戦を市民が支える仕組み「酒田コミュニティ財団」を推進！！

3 業務内容

- ・酒田コミュニティ財団の認知拡大のための広報に関すること
- ・酒田コミュニティ財団の取り組みを推進するためのイベントの企画や開催に関すること
- ・アントレプレナーシップ育成講座の運営に関すること 等

4 募集対象（応募条件）

次の（１）～（６）の全てを満たす方

- （１）心身が健康で、地域住民とともに地域づくり活動に取り組む意欲・情熱を持っている方
- （２）地域の特性や風習などを尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることのできる方
- （３）一般的な、パソコン操作（ワード、エクセル等）やモバイル端末操作（ＳＮＳ等）ができ、地域住民とともに酒田市での活動を積極的に行っていける方
- （４）任期終了後も酒田市に定住し、就業・起業する意欲のある方
- （５）現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域を除く）に在住し、任用後に酒田市の活動地域に生活の拠点を移し、住民票を移動できる方
- （６）地方公務員法第 16 条の欠格事項※に該当しない方

- ※ 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 勤務条件

（１）会計年度任用型（令和 7 年度）

※活動状況により、令和 8 年度以降「業務委託型」に変更する場合があります。その場合、勤務条件が異なることから、選考された隊員の方と改めて調整を行います。

① 勤務場所

酒田市商工港湾課（産業振興まちづくりセンターサンロク内）

② 報酬

月額 210,000 円（期末・勤勉手当が 6 月と 12 月にあります。）

※参考：年収 350 万円程度

③ 活動経費として活動に応じ、以下を支給します

活動経費の種類	金額等
1 カ月あたりの家賃	上限 40,000 円
住宅の初期費用(敷金を除く)	上限 80,000 円

1 か月あたりの車両費	【リースの場合】 上限 30,000 円+ガソリン代として 1 キロ 15 円(上限 10,000 円) 【自家用車の場合】 1 キロ 37 円×業務により使用した距離数(上限 40,000 円)
パソコン	原則市が指定したパソコンを隊員が契約 原則年額 300,000 円 ※ミッション等により当該金額によらないものについては要相談
1 か月あたりの通信費	上限 3,000 円
その他	旅費・消耗品については上記の活動経費の支給額によりますが、 約 100,000 円程度まで活動に応じて支給可能

※光熱水費、生活用品等については隊員負担とします。

④ 勤務日数

原則として週 5 日

※土日祝日は休み

※原則として、夜間・土日等の勤務は、振替等により調整することとし時間外は発生しません。

⑤ 勤務時間

原則午前 9 時～午後 4 時（1 日 6 時間）

※ミッションの内容によって勤務時間が前後する場合があります。

⑥ 福利厚生等

・健康保険・介護保険（共済組合）、厚生年金、雇用保険等の社会保険に加入します。

・採用日に応じた日数の年次有給休暇が付与されます。

6 委嘱期間等

（1）任期は、任用の日から同年度の 3 月 31 日までとします。ただし、最長で 3 年間まで延長が可能です。

（2）翌年度以降の任用については、双方協議の上、その都度選考を実施し、市が判断します。

7 知的財産権の帰属

地域おこし協力隊の業務として収集された情報、著作権及び著作権は、酒田市に帰属します。

8 選考の流れ

（1）第 1 次選考（書類選考）

（2）受け入れ団体・地域等とのカジュアル面談

※インターン参加者の場合省略する場合があります。

（3）第 2 次選考（面接）

※選考に要する交通費等は自己負担となります。なお、選考の経過や結果についての問い合わせには応じられないので、あらかじめご了承ください。

9 注意事項

住民票の本市への異動は、必ず任用の日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると募集対象外となり採用取り消しとなる場合があります。